# 第六期新宿区次世代育成協議会における部会の設置について(案)

新宿区次世代育成協議会条例第9条の規定に基づき、下記のとおり部会を設置する。

記

#### 1 部会の概要

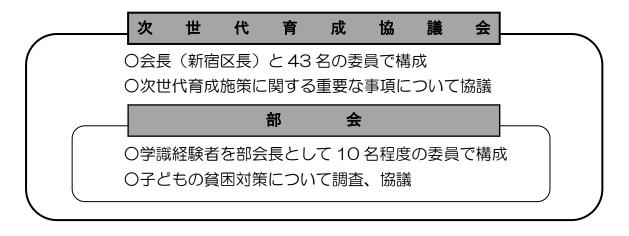
## (1) 設置の目的

子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)及び子どもの 貧困に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)(以下「大綱」という。)の趣 旨を踏まえ、区が子どもの貧困対策について実行性の高い施策や切れ目のない支 援を展開するために、区民意見を聴取することを目的として設置する。

#### (2) 所掌事項

ア 子どもの貧困対策についての調査・協議に関すること

イ その他部会長が必要と認める事項



## 2 部会の運営

(1) 第1回…8月上旬開催予定

子どもの貧困対策検討連絡会議及び同作業部会で行った調査結果、及び区の事業・取組みについて調査・検討する。

(2) 第2回…9月上旬開催予定

第1回の検討結果を踏まえ、区が再度取りまとめた調査結果、及び区の事業・ 取組みについて、さらに検討する。また、次世代育成支援計画への反映について も検討する。